

解体工事を行う際は 事前の手続きが必要です

①解体工事を請け負うことができる事業者の条件

- 建設業法の許可(建築工事業、土木工事業、解体工事業)もしくは建設リサイクル法の解体工事業の登録が必要です。【裏面1、2】
- 許可や登録のない事業者は解体工事を請け負うことはできません。

②解体工事に着手する前の届出(その1)

- 解体部分の床面積が80㎡(約24.3坪)以上の場合は、建設リサイクル法に基づき、施主(発注者)が7日前までに届出をしてください。【裏面3】
- また届出を行う前に事業者(元請け業者)は、発注者に対して書面により工事の内容等を説明する必要があります。【裏面4】

③解体工事に着手する前の届出(その2)

- 解体部分の床面積が10㎡を超える場合、事業者(施工者)はあらかじめ建築基準法に基づく届出をしてください。【裏面5】

■その他の注意事項■

- 分別解体は現地で行う必要があります
- 工事現場には標識掲示を行う必要があります
- 関係法令を遵守してください
例) 保健所関係：廃棄物処理法、大気汚染防止法
労働基準監督署関係：労働安全衛生法 など

【裏面】 手続き等について(和歌山県のHPより)

1)建設業の許可－建設業法

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/index.html>

○お近くの振興局建設部、建設業許可担当窓口へご相談下さい
(建設業法第3条関連)



1)

2)解体工事業の登録－建設リサイクル法

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kaitaikoujigyo.html>

○お近くの振興局建設部、建設リサイクル法解体工事業登録担当窓口へご相談下さい
(建設リサイクル法第21条関連)



2)

3)届出書様式－建設リサイクル法(様式第1号ほか)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/recycle/d00206728.html>

○工事箇所を所管する振興局建設部、建設リサイクル法担当課へ提出してください
(建設リサイクル法第10条関連)



3)

4)説明書様式－建設リサイクル法(参考様式説明書ほか)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/recycle/d00206728.html>

○元請け業者から発注者に対して書面で説明してください
(建設リサイクル法第12条関連)



4)

5)除却届様式－建築基準法(第四十一号様式)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/jyutaku-shinseisho/d00154976_d/fil/a_17_r3.doc

○工事箇所の市町村へ提出してください
(建築基準法第15条1項関連)



5)

(問合せ先)東牟婁振興局串本建設部 ☎ 0 7 3 5 - 6 2 - 0 7 5 5

1 建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事(対象建設工事^{※1})については、特定建設資材廃棄物^{※2}を基準^{※3}に従って工事現場で分別(分別解体等)し、再資源化等することが義務付けられています。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80m ²
建築物の新築・増築	延べ床面積 500m ²
建築物の修繕・模様替等(リフォーム等)	工事金額 1億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	工事金額 500万円

注1) 解体工事とは建築物の場合、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版又は横架材で建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支える部分を解体することをさします。

注2) 建築物の一部を解体、新築、増築する工事については、当該工事に係る部分の延べ床面積の合計が基準にあてはまる場合について対象建設工事となります。また建築物の改築工事は、解体工事+新築(増築)工事となります。

語句の意味

新築……新たに建築物を建てること

増築……同一敷地内において、既存建築物の床面積を増加させること

改築……建築物の全部又は一部を除去するか、災害等により失われた場合に、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異なるない建築物を建てること

修繕……同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業

模様替……建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ作業
(修繕、模様替は、建築物の床面積が増減することはない。)

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下の通りです。

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

※3 分別解体等の施工手順はP4~5を参照してください。

ただし指定建設資材廃棄物^{※4}については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

※4 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの(建設発生木材)を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減(焼却)を行ってもよいこととしています。

2

分別解体等は以下の手順で行う必要があります。

分別解体実施の手順

① 対象建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。

解体工事の場合



〈石綿障害予防規則〉

1. 事前調査（石綿使用の有無の確認と記録等）
2. 作業計画（粉じん防止計画、ばく露防止計画等）
3. 届出（耐火建築物等の吹付け石綿除去作業の届出等）等建築物の解体等の作業における石綿対策が石綿障害予防規則に定められております。

詳細は、石綿障害予防規則を参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>

また、大気汚染防止法で特定粉じんに係る規則が定められておりますのでご確認下さい。

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/>

④ 工事の施工

計画に基づいて解体工事を施工します。

工事は、技術上、安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は、手作業及び機械作業の併用により行います。

【標準的な作業手順】

建築物の解体の場合



① 建築設備・内装材等の取り外し



内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと

- ① 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材
- ② 木材



④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し



ルールを守って
正しい分別解体を
実施しましょう。
ルールを破れば
当然罰せられます！



② 分別解体等の計画の作成

次の事項を内容とする計画を作成します。

- イ) 対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
 - ロ) 工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
 - ハ) 対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物^{※1}の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- 二) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等

特定建設資材	特定建設資材廃棄物 ^{※1}
コンクリート	コンクリート塊 (コンクリートが廃棄物となったもの)
コンクリート及び 鉄から成る建設資材	
木 材	建設発生木材(木材が廃棄物となったもの)
アスファルト・ コンクリート	アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・ コンクリートが廃棄物となったもの)

新築工事の場合も、

- ①対象建築物等に関する調査の実施
- ②分別解体等の計画の作成
- ③工事着手前に講じる措置の実施
- ④工事の施工

の順に行います。

③ 工事着手前に講じる措置の実施

工事の実施の前に作業場所及び搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品等、特に家電リサイクル法の対象物について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。



②屋根ふき材の取り外し

土木建造物の解体の場合、

- ①土木建造物の付属物
- ②土木建造物本体
- ③基 礎・基礎ぐい

の順に解体します。

③外装材・上部構造部分^{注)}の取り壊し



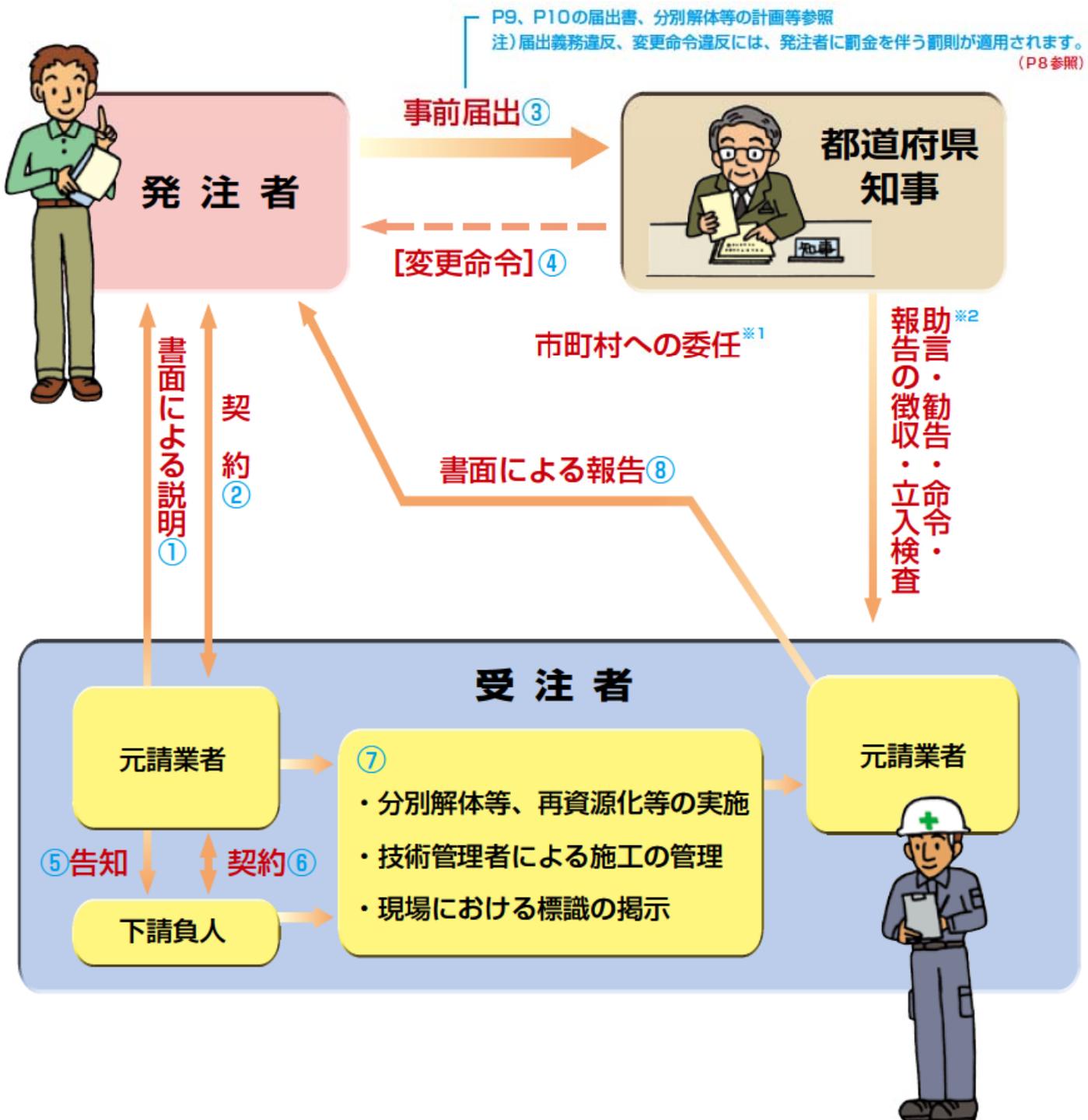
注) 上部構造部分とは、構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のこと。

3

工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。

- 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。
- 発注者から受注者への適正なコストの支払いを確保するため、契約書面に解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用等の明記が必要です。

◆ 分別解体・再資源化の発注から実施への流れ ◆



①受注者から発注者への説明（受注者（元請）の義務）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明することが必要です。

②契 約

発注者が元請業者とかかわる対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化等のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等の明記が必要です。

③事前届出（発注者の義務）

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事に届け出ることが必要です。

発注者や受注者の
役割を明示！



④変更命令

発注者の届出に係る分別解体等の計画の基準に適合しないと認められる場合、都道府県知事より変更命令が行われます。

⑤告 知

受注者は、請け負った建設工事の全部または一部を他の建設業者に下請させる場合には、元請業者は、下請負人に対し、都道府県知事への届出事項を告知したうえで契約を結びます。

⑥契 約

元請業者が下請負人とかかわる対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化等のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等の明記が必要です。

⑦分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理、現場における標識の掲示（受注者全体（元請・下請とも）の義務）

分別解体等、再資源化等の実施にあたっては、解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。また、工事の施工を管理する技術管理者の配置が必要です。なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置が必要となります。

⑧再資源化等の完了の確認及び発注者への報告（受注者（元請）の義務）

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存します。

※1 都道府県知事の事務の一部を市町村等の長が行います。

分別解体等に関する事務の一部は建築基準法の特定行政庁である市町村等の長が、また、再資源化等に関する事務の一部は地域保健法の保健所設置市等の長が行います。

※2 助言・勧告・命令・報告の徴収・立入検査

都道府県知事は、工事の受注者などに対し分別解体等や再資源化等の適正な実施のため必要な場合には助言や勧告を行うことができます。

また都道府県知事は、工事の受注者などが分別解体等や再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合には分別解体等や再資源化等の方法の変更を命ずることができます。

さらに都道府県知事は、必要な場合には分別解体等や再資源化等の実施状況について報告を求めたり、立入検査を行うこともあります。

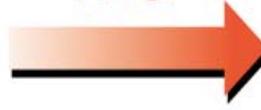
4

建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要です。

次の建設業許可^{注1)}をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・解体工事業

YES



解体工事業登録は不要です。

「解体工事業の登録を受けた者が、該当する建設業許可(土木、建築、解体)を受けたときは、解体工事業の登録はその効力を失う(第21条第5項)」

NO

解体工事業登録^{注2)}が必要です。

登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ① 不適合要件に該当しないこと(2年以内に登録を取り消された者でない等)
- ② 技術管理者を選任していること

注1)建設業者が、請け負うことのできる解体工事の内容は次のとおりです。

土木工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事。

建築工事業：総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事に解体工事が含まれる工事。

総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事。

解体工事業：工作物の解体を行う工事。

ただし、平成28年5月31日までに既にとび・土木工事業の許可を取得して解体工事を営んでいる者に対しては、平成31年5月31日までに限り、解体工事業登録は不要です。それ以降は、上記のいずれかの許可を取得するか、解体工事業登録が必要となります。

注2)解体工事業業者が、請け負うことのできる解体工事の範囲は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円未満の工事又は、延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円未満の工事です。

●技術管理者は、下記1の実務経験か2の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数	解体工事業登録		【参考】 建設業 許 可
		国土交通大臣 指定講習 ^{注2)} 受講者		
一定の学科 ^{注1)} を履修した大学・ 高専卒業生	2年	1年	3年	
一定の学科を履修した高校卒業生	4年	3年	5年	
上記以外	8年	7年	10年	

注1)一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2)講習については、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。

注3)解体工事施工技士試験は、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理(「土木」)
	一級建築施工管理
技術士法による第二次試験	二級建築施工管理(「建築」、「躯体」)
	技術士(「建設部門」)
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による 技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験 ^{注3)} 合格者

罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等 の実施	10	1 対象建設工事の届出	20万	51条1号
		2 対象建設工事の変更の届出	20万	
		3 対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	
	15	分別解体等義務の実施命令	50万	49条
第4章 再資源化等 の実施	18	1 発注者への報告の記録	10万	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21	1 登録	懲役1年・50万	48条1号
		2 登録更新	懲役1年・50万	
	25	1 変更の届出	30万	50条2号
	27	1 廃業等の届出	10万	53条2号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29	1 登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35	1 事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
		1 報告の徴収	20万	51条4号
37	1 立入検査	20万	51条5号	
	1 立入検査	20万	51条5号	
第6章 雑則	42	報告の徴収	20万	51条4号
	43	1 立入検査	20万	51条6号

は過料